

応募案内

【明石市立大久保小学校給食調理業務委託】

この応募案内は、教育委員会事務局学校給食課が実施する公募型プロポーザル方式業務委託の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募前に必ずお読みください。

1 関係法令

地方自治法、同施行令、明石市契約規則その他指示事項（以下「関係法令」という。）を承知の上参加してください。なお、契約規則等は明石市ホームページ（入札コーナー）において示すとともに、総務局財務室契約担当においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

明石市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者が、公募型プロポーザル方式業務委託（以下「公募型プロポーザル方式」という。）に係る申込書類等に虚偽の記載をし、業務の契約相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加資格者等指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づき措置します。

3 申込書類等の作成要領

申込書類等の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 申込者欄については、応募者の商号又は名称、当該事務所の代表者職氏名（名簿に**支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印**し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。
- (2) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。
- (3) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (4) 参考業務費内訳書の作成にあたっては、**必ず参考見積り金額と合致**させてください。また、値引きの計上や端数処理により参考見積金額と合致させることは認めません。
- (5) 記入にあたっては必ず**黒色のペン又はボールペン**を使用してください。（黒色で印刷された申込書類等及び黒色のスタンプの押された申込書類等も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）なお、**鉛筆書きは不可**とします。
- (6) **記入又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には無効**となるので十分にご注意ください。

4 郵送する前の最終確認

郵送する前に次の事項を十分に確認してください。なお、不備がある場合は無効となります。また提出は、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

(1) 申込書類等の送付封筒

申込書類等の送付に使用する封筒には、別途指定の宛名シールを貼り付けてください。

① 業務名

- ② 業者コード（２部門以上に業者登録している場合は**物品・サービス部門**のコードを記載）
- ③ 応募者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- (2) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書
 - ① 日付（**郵便局窓口持参日**を記載）
 - ② 応募者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
 - ③ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）
 - ④ 業者コード（２部門以上に業者登録している場合は**物品・サービス部門**のコードを記載）
 - ⑤ 電話番号等の業務責任者の連絡先
- (3) 参考見積書
 - ① 業務名
 - ② 見積金額（必ず頭に¥を記載すること）
 - ③ 日付（**参加申込書等の受付終了日**）
 - ④ 応募者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
 - ⑤ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）
- (4) 参考業務費内訳書（表紙については指定様式を使用すること。）
 - ① 業務名
 - ② 応募者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
 - ③ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）
- (5) 国税（※１）の滞納がないことを証する納税証明書（※２）（税額の証明ではありません。）
 - ※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。
 - ・法人の場合・・・その３の３（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
 - ※１新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。
 - ※２納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その１（直近２年分）

5 異議の申し立て

応募者は公募型プロポーザル方式の実施後、この応募案内及び関係法令等の公募型プロポーザル方式条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により申込書類等が明石市に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

なお、参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となり、明石市に請求することはできません。

お問い合わせ先：明石市教育委員会事務局学校給食課

TEL：０７８－９１８－５５９４

FAX：０７８－９１８－５５９５